

原 料 用 酒 類 移 出 承 認 申 請 書

2
通
提
出

收受印

整理番号 ※

令和 年 月 日 税務署長 殿	申 請 者	(住所) 〒 -		(電話)	局 番
		(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)			
		(個人番号又は 法人番号)	個人番号又は法人番号は、税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		

原料用酒類を移出したいので、酒税法施行令第51条第1項の規定により下記のとおり申請します。
記

移 出 酒 類	品 目 別 等					
	アルコール分	エキス分	度	度	度	度
	その他の区分					
	数 量		1		1	
	容器区分	容器個数	個		個	

移 出 の 理 由		
移 出 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
移 出 製 造 場 の 所 在 地 及 び 名 称		
移 出 先 の 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称		
移出先の所在地及び名称		
摘 要		

※ 第 号
令和 年 月 日
税務署長 ④

酒税法第44条第1項の規定により上記の申請のとおり承認します。

※ 税務署処理欄	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	入力年月日	担当者
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済			

原料用酒類移出承認申請書（CC1-5425）の記載要領

- 1 この申請書は、原料用酒類を移出することにつき承認を受けようとする場合に2通提出してください。
- 2 「移出酒類」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 果実酒については、次の区分によりそれぞれに掲げる事項を記載してください。
 - イ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち、酒税法第43条第1項第6号《混和承認》の規定による酒類の保存のためのアルコール又は焼酎（酒税法施行令第2条に定めるものに限る。以下同じ。）を混和していない果実酒については、「A果実酒」と記載してください。
 - ロ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち、酒税法第43条第1項第6号の規定による酒類の保存のためのアルコール又は焼酎を混和した果実酒については、「B果実酒」と記載してください。
 - ハ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち「B果実酒」以外の果実酒で、かつ、アルコール又は焼酎を混和する余裕のある果実酒については、「C果実酒」と記載してください。
 - ニ イからハまでのいずれにも該当しない果実酒については、「D果実酒」と記載してください。
 - (2) リキュールについては、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものであるときは、その旨記載してください。
- 3 「摘要」欄には次の事項を記載してください。
 - (1) 2の(1)のロの「B果実酒」については、酒税法第43条第1項第6号の規定により混和したアルコール等の混和割合（混和後の果実酒のアルコール分の総量に対する混和したアルコール等のアルコール分の総量の比率によりパーセント位未満第2位以下を切り捨てて第1位とする。）を記載してください。
 - (2) 2の(1)のハの「C果実酒」については、既に混和したアルコール等があるときは、そのアルコール等の混和割合（混和後の果実酒のアルコール分の総量に対する混和したアルコール等のアルコール分の総量の比率によりパーセント位未満第2位以下を切り捨てて第1位とする。）並びにそのアルコール等を混和する前の果実酒のアルコール分を記載してください。
 - (3) 2の(3)のリキュールのうち米を原料とした合成清酒の原料とするものについては、米 1,000kg当たりのリキュール（香味液）の製成数量（製成後アルコール及び水等を混和したものであるときは混和後の数量とする。）をリットル位未満を切り捨ててリットル位まで記載してください。
- 4 アルコール分及びエキス分は、度位未満第2位以下を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 5 ※印欄は記載しないでください。
- 6 申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。